

|                          |                  |         |               |
|--------------------------|------------------|---------|---------------|
| 判決年月日                    | 平成30年3月28日       | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所 第2部 |
| 事件番号                     | 平成29年(行ケ)第10176号 |         |               |
| ○ 審決の相違点の判断に誤りがあったとした事例。 |                  |         |               |

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6035579号, 無効2017-800011号

### 判 決 要 旨

1 被告は, 名称を「登記識別情報保護シール」とする発明についての特許(特許第6035579号)の特許権者である。原告は, 本件特許の無効審判請求をしたところ(無効2017-800011号), 特許庁は, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決をした。

2 登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書に何度も貼り付け, 剥離することを繰り返すと, 粘着剤層が多数積層して, 登記識別情報を読み取りにくくなるという登記識別情報保護シールにおける本件課題は, 登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書に何度も貼り付け, 剥離することを繰り返すと必然的に生じるものであって, 登記識別情報保護シールの需要者には当然に認識されていたと考えられる。現に, 本件原出願日の5年以上前である平成21年9月30日には, 登記識別情報保護シールの需要者である司法書士に認識されていたものと認められる。そして, 登記識別情報保護シールの製造・販売業者は, 需要者の要求に応じた製品を開発しようとするから, 本件課題は, 本件原出願日前に, 当業者において周知の課題であったといえる。

そうすると, 本件課題に直面した登記識別情報保護シールの技術分野における当業者は, フィルム層(粘着剤層)の下の文字(登記識別情報)が見えにくくならないようにするために, 粘着剤層が登記識別情報の上に付着することがないように工夫するものと認められる。甲3発明と甲1発明は, 秘密情報保護シールであるという技術分野が共通し, 一度剥がすと再度貼ることはできないようにして, 秘密情報の漏洩があったことを感知するという点でも共通する。したがって, 甲1発明に甲3発明を適用する動機付けがあるといえる。甲1発明に甲3発明を適用すると, 粘着剤層が登記識別情報の上に付着することがなくなり, 本件課題が解決される。したがって, 甲1発明において, 甲3発明を適用し, 相違点に係る構成とすることは, 当業者が容易に想到するものと認められる。